

令和8年4月1日

松江エナジープラス株式会社

ガス事業承認工事業者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、松江エナジープラス株式会社(以下「当社」という)が定めるガス小売供給約款、工事約款、最終保障約款に規定する供給施設(以下「供給施設」という。)に関する工事の施工における請負人となることができる者(以下「承認工事業者」という。)に関し必要な事項を規定することにより、ガス事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 承認工事業者等

(承認)

第2条 当社は、次の各号に掲げる要件を満たす者を承認工事業者として承認する。なお、個別の現場において工事内容、工事施工方法、工事現場の状況などその特殊性を鑑み、専門の技術を有する工事業者を当社が臨時的に審査したうえで承認することがある。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により管工事業の許可を受けている者
- (2) 過去3年間以上にわたって管工事業を営んでいること
- (3) 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること
- (4) 継続的に事業を営むに足る営業基盤を有すること
- (5) 所定の資格(日本ガス協会 内管工事資格ほか、業務遂行にあたり必要な公的資格)を有する要員を継続的に雇用しており業務に従事させ得ること
- (6) 当社供給区域内での工事施工・緊急対応に支障をきたさない地域に事業所等を有すること
- (7) ガス工事の専門業者又は専門部門を有する者で、当社が発注依頼するガス工事を安全に施工するための体制・要員・資機材等を保有していること
- (8) 当社が承認するガス工事責任者及びガス工事技術者を4名以上専属雇用していること。ただし、4名のうち1名以上はガス工事責任者であること。
- (9) 日本ガス協会 内管工事士資格のうち、第1種・活管を有する要員を継続的に雇用し業務に従事させていること

- (10) 当社が指定する賠償額以上の工事賠償責任保険に加入していること
- (11) 承認工事業者は下記の要件に該当していないこと
 - ①精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ②破産者であって復権を得ない者
 - ③承認工事業者の承認を取り消されてから2年を経過していない者
 - ④反社会的勢力、若しくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
 - ⑤商法上の会社整理中の者、若しくは民事再生法又は会社更生法の適用を受けている者
 - ⑥差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納分、その他公権力の処分又は銀行取引停止等の処分を過去に受けた者
 - ⑦債務超過又は資本欠損の者
 - ⑧経常損益又は税引後利益の欠損が連続している者
 - ⑨その他当社が別途定める要件に該当する者

2 当社は、次の各号に掲げる要件を満たす者を準承認工事業者として承認する。

- (1)取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること
- (2)継続的に事業を営むに足る営業基盤を有すること
- (3)所定の資格(日本ガス協会 内管工事士資格ほか、業務遂行にあたり必要な資格)を有する要員を継続的に雇用し業務に従事させていること
- (4)当社供給区域内での工事施工・緊急対応に支障をきたさない地域に事業所等を有すること
- (5)当社が指定する賠償額以上の工事賠償責任保険に加入していること
- (6)準承認事業者は、下記の要件に該当していないこと
 - ①精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ②破産者であって復権を得ない者
 - ③準承認工事業者の承認を取り消されてから2年を経過していない者
 - ④反社会的勢力、若しくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
 - ⑤商法上の会社整理中の者、若しくは民事再生法又は会社更生法の適用を

受けている者

- ⑥差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納分、その他公権力の処分又は銀行取引停止等の処分を過去に受けた者
- ⑦債務超過又は資本欠損の者
- ⑧経常損益又は税引後利益の欠損が連続している者
- ⑨その他当社が別途定める要件に該当する者

(承認期間)

第3条 前条第1項の規定による承認工事業者の承認期間は、3年とする。

2 前条第2項の規定による準承認工事業者の承認期間は、3年とする。

3 前2項の承認期間の単位は4月1日～翌年3月31日をもって1年とする。

(承認の申請)

第4条 承認工事業者又は準承認工事業者(以下「承認工事業者等」という。)の承認を受けようとする者は、承認工事業者等申請書(様式 第1号)に次に掲げる書類を添えて当社に申請しなければならない。

- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 店舗・事業所等写真、位置図
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類(許可証写し)
- (4) 社内体制組織図(全体及びガス工事施工管理する部門がわかるもの)
- (5) 工事損害賠償保険証書の写し
- (6) 名称、種類、能力及び数量を記載した所有資機材等調書(様式自由)
- (7) ガス工事責任者等名簿(様式 第2号)及び当該名簿に記載された者が保有する資格を証明する書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当社が必要と認める書類

2 承認工事業者等の承認期間満了後、引き続き承認を受けようとするときは、期間満了の年度の満了日の50日前までに承認工事業者等継続申請書(様式 第3号)に前項各号に規定する書類を添えて当社に申請しなければならない。

(承認書及び登録)

第5条 当社は、第2条の規定による承認したときは、承認工事業者等承認書(様式 第4号)を当該承認工事業者に交付し、当社に備え付ける承認工事業者等名簿に登録する。

(承認工事業者等の標示)

第6条 承認工事業者は、事業所に「松江エナジープラス株式会社 承認工事業者」の標示することができる。

2 準承認工事業者は、事業所に「松江エナジープラス株式会社 準承認工事業者」の標示することができる。

(届出の義務)

第7条 承認工事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度すみやかに承認申請事項変更等届(様式 第5号)に必要な書類を添付のうえ当社に届け出なければならない。

- (1) 代表者、商号等を変更したとき
- (2) 事業所等を移転したとき
- (3) 第4条第1項第7号のガス工事責任者等名簿に変更があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当社が必要と認めるとき

(廃業届等)

第8条 承認工事業者等が廃業したとき又は承認工事業者等の承認を辞退するときは、承認工事業者廃業・承認辞退届(様式 第6号)にて直ちに当社に届け出なければならない。

第3章 工事

(施工の範囲)

第9条 承認工事業者の施工の範囲は、供給設備に関する工事とする。

2 準承認工事業者の施工の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 供給施設のうち内管部分に関する工事
- (2) 災害復旧、保安業務その他緊急を要する供給設備に関する工事で、特に当社が要請する工事

3 第1項、第2項において内管部分に関する施工可能な工事範囲については、承認工事業者等に所属する工事士が保有する日本ガス協会 内管工事士資格が規定する工事範囲(口径、圧力、施工方法等)とする。

(施工上の義務)

第10条 承認工事業者等は、ガス事業法をはじめとする関連法令その他条例等基準類を遵守し、当社が指示する施工方法に従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 承認工事業者等は、工事の施工について当社の工事担当者の指示に従わなければならない。

3 工事は、当社の承認したガス工事責任者及びガス工事技術者が自ら施工しなければならない。なお、内管工事施工に際しては、日本ガス協会の内管工事士資格保有者が作業責任者として自ら施工するか、現場に常駐し作業の指示・確認を行わなければならない。

4 工事で使用する材料は、法令及び当社の認める材料、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければならない。

5 承認工事業者等は、別表に定める資機材等機械設備を備えなければならない。

(委任等の禁止)

第11条 承認工事業者等は、自己の行うべき工事を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(施工の承認)

第12条 承認工事業者等が工事を施工しようとするときは、あらかじめ必要な資料を当社に提出し承認を得なければならない。

(着工の通知)

第13条 承認工事業者等が工事に着手しようとするときは、7日前までに必要な資料をもって当社に通知しなければならない。

(完成図書の届出)

第 14 条 承認工事業者等は工事が完成したときは、すみやかに工事に関する完成図書を当社に提出しなければならない。

(完成確認及び検査)

第 15 条 当社は、前条の完成図書を受領したときは、その内容を確認し、完成の確認のための検査を行わなければならない。

2 承認工事業者等は、当社が前項の検査のため気密試験又は管路の露出等を要求したときは、これに従わなければならない。

3 当社は承認工事業者等との協議により、工事の施工状況を確認するために工期中において工事目的物の中間検査を実施することがある。

(不良箇所の改修義務)

第 16 条 承認工事業者等は、自己の施工した工事について当社が法令・基準類に照らし不良と認める箇所があるときは、当社の指定する期間内に自己の費用をもって改修し、検査を受けなければならない。

(協力義務)

第 17 条 承認工事業者等は、次に掲げる事項につき協力しなければならない。

- (1) 災害時における復旧作業や応援体制構築等に関し当社から応援要請があったとき
- (2) ガス事業の保安の確保(ガス漏れ対応・供給支障対応など)に関し、当社から緊急の応援要請があったとき
- (3) ガス事業関連法令の違反や不正工事を発見した場合は当社に報告を行うこと

第 4 章 ガス工事責任者等

(ガス工事責任者の承認)

第 18 条 ガス工事責任者の承認は、責任者としての知識、技能及び実務の経験を有するものとして当社が別に定める承認基準の要件に該当すると認める者につき行う。

(ガス工事技術者の承認)

第 19 条 ガス工事技術者の承認は、技術者としての知識、技能及び実務の経験を有するものとして当社が別に定める承認基準の要件に該当すると認める者につき行う。

(ガス工事見習者の承認)

第 20 条 ガス工事見習者の承認は、見習者としてのガスに関する知識を有するものとして当社が別に定める承認基準の要件に該当すると認める者につき行う。

(ガス工事責任者等の承認期間)

第 21 条 前 3 条の規定による承認期間は、3 年とする。

(ガス工事責任者等の承認の申請)

第 21 条の 2 第 18 条から第 20 条までに規定するガス工事責任者、ガス工事技術者及びガス工事見習者(以下「ガス工事責任者等」という。)の承認を受けようとする者は、ガス工事責任者等承認申請書(様式 第 7 号)に次に掲げる書類を添えて当社に申請しなければならない。

- (1) ガス工事責任者の承認を受けようとする者はガス工事技術者としての職務経歴書
- (2) ガス工事技術者の承認を受けようとする者はガス工事見習者としての職務経歴書
- (3) ガス工事見習者の承認を受けようとする者は履歴書
- (4) 保有する資格を証明する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当社が必要と認める書類

2 ガス工事責任者等の承認期間満了後、引き続き承認を受けようとするときは、期間満了の50日前までにガス工事責任者等継続承認申請書(様式 第 8 号)に前項各号に規定する書類を添えて当社に申請しなければならない。

(ガス工事責任者等の登録)

第 22 条 第 18 条から第 20 条までの規定により、当社が承認したガス工事責任者等は、それぞれ工事者名簿(以下「名簿」という。)に登録する。

(名簿の備付け等)

第 23 条 名簿は、当社に備え付け、必要事項を記録整理する。

(ガス工事者証等)

第 24 条 第 18 条から第 20 条までの規定により当社が承認したガス工事責任者等には、それぞれガス工事者証(様式 第 9 号)を交付する。

2 前項のガス工事者証は、工事施工の場合必ず携帯し、当社の請求があったときは、提示しなければならない。

3内管工事の施工に際しては、前項と同様に日本ガス協会の内管工事士資格証を工事施工中は必ず携帯し、請求があった場合は提示しなければならない。

第 5 章 取締り

(承認工事業者等の承認取消処分)

第 25 条 承認工事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、その承認を取り消し、又は一定期間工事の施工を停止させることができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき
- (2) 第 2 条に規定する要件を欠いたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不適切な行為があったと当社が認めるとき

(ガス工事責任者等の承認取消処分)

第 26 条 ガス工事責任者等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、その承認を取り消し、又は一時停止することができる。

- (1) 法令に違反する行為のあったとき
- (2) 工事その他に関し、虚偽、不正又は不適切な行為があったと当社が認めるとき

第 6 章 補則

(補則)

第 27 条 この規程の施行に関し必要な事項は、当社が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの松江市ガス事業承認工事業者規程の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 2 この規程の施行日の前日までに、松江市ガス事業承認工事業者規程により承認されたガス工事責任者、ガス工事技術者、ガス工事見習者については当該規程の施行日においても引き続き承認されたものとみなす。

別表(第10条 第5項 関係)

(1)送風マスク又は送風ファン
(2)ガス漏れ検知器
(3)消火器
(4)圧力計(自記圧力計・マンメーターなど)
(5)配管作業に必要な道工具類
(6)その他(応急手当資機材、安全作業用具等)